

### 3 管理業務の委託等

学校給食の管理業務（食品・業者選定、発注・支払等）の責任者は、教育委員会です。教育委員会は、「どのような給食を提供するのか」という使命感をもち、業務全般について学校等を指導する責任があります。それは、管理業務を委託する場合においても同様です。

#### (1) 現状と課題

学校給食の管理業務を委託している市町は3市町存在し、うち県学校給食会に委託している市町は下記のとおりです。

市町	委託内容		委託先
A	業者登録業務	学校給食費の全額を受入 食品代金支払	県学校給食会 (支部)
B	業者登録業務	納入事業者の請求取りまとめ 食品代金支払	県学校給食会 (支部)

- ・市町A・Bにおいては、食品の納入事業者である県学校給食会が、食品納入事業者登録業務を受託し、自社も含めた納入事業者の審査事務を行っている。そのため、納入業務を行っている者が管理業務を請け負う利益相反の関係となっている。

#### 改善すべき課題 2-1

**給食用食材の納入事業者登録事務を、納入事業者である県学校給食会が行っている。(利益相反)**

- ・市町Aにおいては、保護者から徴収した学校給食費を全額受託者である県学校給食会に送金し、受託者は納入事業者の請求の都度、支払い業務を行っている。
- ・また、市町Aは、食材購入のために使わなければならない学校給食費と、管理業務に係る費用が明確に区分されていない。

#### 改善すべき課題 2-2

**学校給食費と、管理業務に係る費用の区分が明確ではない。**

## (2) 改善策

### 改善の方向性 2-1

管理業務の委託については、県学校給食会など食品納入事業者を受託者としてしない。 ⇒ 改善1

※ 効率化を図るため、食材の購入や食品選定等の管理業務を委託する場合は、食品納入を請け負う可能性のある事業者が管理業務を請け負うことは慎まなければならない。

### 改善の方向性 2-2

学校給食費を管理運営のための経費に充てない。

⇒ 改善2

※ 管理業務にかかる委託費は、公費から支出すべきものであり、学校給食費を管理運営のための経費に充てない。

- ・ 保護者から徴収した学校給食費は、食材料費に充てること。

### <参考> 管理業務にかかる委託費の取扱い

学校給食の実施に係る経費の負担については、別表のとおり学校給食法第11条及び同法施行令第2条に規定されています。

保護者から徴収する学校給食費は、食材料費として支出されるべきであり、管理業務の委託にかかる費用とは明確に区別する必要があります。

	経費区分	負担区分	法的根拠	内訳	備考
学校給食の実施に係る経費	食材料費	保護者	学校給食法 ※注2 第11条 第2項	パン・米飯・牛乳・おかず等の代金	通常「学校給食費」という。
	光熱水費	設置者 (保護者) ※注1		調理、手洗い等に要する費用	管理運営に要する経費

	施設設備費	設置者	学校給食法 第 11 条 第 1 項	学校給食実施のための施設設備費
	修繕費		学校給食法 第 11 条 第 1 項 同法施行令 第 2 条 2 号	学校給食施設設備費の修繕費
	人件費		学校給食法 第 11 条 第 1 項 同法施行令 第 2 条 1 号	学校給食に従事する職員に要する給与、その他の人件費等

※注 1 学校給食の実施に関する事務処理および指導の指針について（昭和 48 年 6 月文部省体育局）において、光熱水費については学校の設置者が負担することが望ましいとされている。

※注 2 特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律においては第 5 条。夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律においては第 5 条。